

すきっぷ

みどり苑 会報 冬号

新年のご挨拶



理事長 宮部 保徳

平成27年、あけましておめでとうござ
います。

昨年は、ユニット棟の運営も軌道に乗り、
3年ぶりの祭りも開催することができま
した。ご協力ありがとうございました。

今年度は、介護保険報酬改定が実施さ
れます。「内部留保」の問題から、特養へ
の風当たりが厳しく、大幅なダウンが予
想されます。

さらに、透明性確保の情報開示、無料低
額の福祉サービス提供、地域貢献への義
務付け等が実施されようとしており、試
練の年となりそうです。

しかし、これを前向きに捉え、地域包括
システムの中心的な福祉施設拠点として
の役割を担うべく、積極的に地域貢献に取
り組んでいきたいと思います。

古賀市は第6期介護施設整備計画を発
表する時期となりましたが、公募に応じ、
さらなる老人福祉事業への充実を図って
まいります。皆様の協力をお願いします。



施設長 吉居 秀敏

新年おめでとうございます。

皆様には、お健やかに良い年を迎
えられたこととお喜び申し上げます。

今年度は、介護報酬改定をはじめと
して、社会福祉法人を取り巻く環境
が大きく変化することが予想されま
すが、より一層地域の皆様に信頼い
ただける施設となりますよう努力し
てまいります。

どうぞ今年も『みどり苑』を宜しく
お願い致します。

課長 田中 勲

新年明けましておめでとうござい
ます。

今年の干支は「羊」。

羊は、家族の安泰を示しいつまで
も平和に暮らすという意味があるそ
うです。皆様方が安心して生活が出
来るよう、職員と共に頑張ってい
ます。

～ デイサービス ～



新年明けましておめでとうございます。

皆様には、健やかな新春をお迎えのことと思います。

本年もみどり苑デイサービスセンターは皆様の生きがいとなる様に職員一同、一層精進してまいります。

介護保険も4月に改定が控えておりますが、皆様には出来る限り早急にお伝えできればと思っております。

今後も「楽しく」「元気な」「笑顔の絶えない」デイサービスを目指してまいりますので、宜しくお願い申し上げます。

デイサービスセンター生活相談員 長谷 和彦

～ ケアハウス ～



明けましておめでとうございます。

今年も皆様にとって幸多い年である事をお祈りいたします。

ケアハウスは、それまでのご自分のスタイルに合った生活が継続でき、かつ自由に過ごせる施設です。

これからも、自分の生活を大切にしながら、大家族で過ごしているような温かな環境を提供していきたいと思っております。

本年もどうぞよろしくお祈りいたします。

ケアハウス相談員 柳田 一枝

紅葉ドライブ

11月の良き日に皆様と共に久山町の猪野神社まで紅葉見学にいてまいりました。非常にあざやかな彩りの中、気持ちも明るくなるようでした。

来年も皆様とこの景色を見に行けることを楽しみに、職員一同待ち望んでおります。



歩行補助具について

杖・歩行器の必要性

疾患や加齢に伴う身体機能の低下（柔軟性、筋力、体力など）

バランス能力の低下

関節負担・痛みの増加

転倒リスク↑

運動量の減少

適切な歩行補助具を使用 転倒リスク・関節負担の減少

安全に移動・活動するために重要な道具

杖の選択

単脚杖



比較的歩行能力が高い方
屋内・屋外で使用できる



固定型歩行器



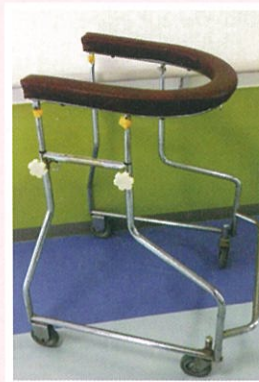
- ・両手で歩行器を持ち上げて前に出して移動
- ・立位の安定性がないと後方にバランスを崩しやすい
- ・3動作歩行で、動作学習が容易
- 「杖!、足!、足!」
- ・上肢の力はたもっているが足が振りだしにくい方に適応
- 要介護度が比較的高い方も使用できる場合あり

多脚杖



- 安定性 単脚<多脚
- 重さ 単脚<多脚
- 操作性 単脚>多脚
- 注) 真上からの接地が必要
- 注) すべての脚が接地しないと不安定

歩行車



- ・四脚にキャスターがついたもの
- ・後脚に体重をかけストッパーを効かせる
- ・操作性は高い
- ・足の振り出しが弱い方は不適応

屋内外の適応

	屋内	屋外
単脚杖	○	○
多脚杖 ★	○	不向き
歩行器型杖 ★	○	不向き
固定型歩行器 ★	○	不向き
交互型歩行器 ★	○	不向き

	屋内	屋外
前輪付歩行器 ★	○	不向き
歩行車（手で支持するタイプ）★	○	不向き
歩行車（前腕で支持するタイプ）★	○	不向き
椅子付歩行車 ★	不向き	○

★ 一本杖を除いて介護保険のレンタル対象

＊ みどり苑ケアプランステーション

新年明けましておめでとうございます。今年も皆様方のより良い生活のお手伝い出来るよう、励んでまいりたいと思います。今年には3年に1度の介護保険法の制度改定に当たります。皆様方に少しでも早く、分かりやすく情報をお伝えしていきたいと考えております。色々とお迷惑をおかけすることもあるとは思いますが今年1年もよろしくお願い申し上げます。



～ 上手に使おう 介護保険！ ～

在宅サービスを利用するまでの流れを紹介する4回目です。今回は「ケアマネジャーとのサービス調整」について紹介致します。

1. ケアマネジャーの事業所を決める

ケアプラン（介護計画書）を作成、デイサービス等を調整してくれるケアマネジャーがいる事業所を決めます。要支援1・2の方は地域包括支援センターが担当します（一部民間事業所に委託可能）。要介護1～5の方は民間の事業所（26年12月現在で古賀市内に12か所・他町村の事業所も選択可能）を選びます。事業所からの説明を受け、納得した上で事業所と契約します（利用料の自己負担は原則ありません）。

※ケアマネジャーは必要な介護サービスを提案し、安心して介護サービスが利用出来るよう事業所等と調整していく役割を担います。

2. アセスメント

担当するケアマネジャーがご本人、ご家族と面談し状況を確認。生活する中で何が支障になっているかを明らかにし問題解決するために必要な介護サービス（デイサービス、ホームヘルパー、手摺のレンタル等）を提案します。

3. ケアプランの作成

担当するケアマネジャーは「2. アセスメント」の結果をもとにケアプラン（介護計画書）を作成します。

4. サービス担当者会議

担当するケアマネジャーが作成したケアプラン（介護計画書）をもとにご本人、ご家族、サービス提供事業者が集まって、生活するうえでの課題の確認、具体的にどのようなサービスを週何回利用していくか、どういった点に注意して利用していくのか、利用することによってどうしたいか・なりたいたいのか等、共通の認識を持つことを目的とした話し合いを行います。

5. サービスの利用開始

ケアプラン（介護計画書）が合意に至ればサービス提供事業所と契約してサービスを利用開始します。

結局ケアプランって何？

次のようなことをまとめた計画書のことです。一例を紹介します…

ご本人・ご家族の要望	利用するサービス	利用することでどうしたい？
安全にお風呂に入りたい (転倒が怖い・肩が痛いので洗えない)	デイサービスで週3回入浴介助を受ける	体の清潔を維持して健康に過ごす
掃除、洗濯の負担を減らしたい (腰、膝が痛くて自分だけでは十分にできない)	ヘルパーが自宅に伺い、居間、浴室、トイレの掃除を行う。洗濯物を干す。	家事の負担を軽減し家族に心配をかけず一人暮らしを続けていきたい
玄関の上り框の昇降を安全に行いたい (足の力が弱くなっており転倒が怖い)	・玄関の上り框に手摺を設置する(レンタル) ・デイケアでリハビリをする	安全に昇降して散歩、買い物に出かける

詳しくはみどり苑ケアプランステーションまでお問い合わせください

電話番号 092-942-0110